

SMALL BUSINESS M&A CERTIFICATION

2026年9月版

中小M&A資格試験 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全300問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、中小M&A資格試験の想定問題集（全300問）の**無料サンプル版**です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	中小M&A資格試験の受験者
出題形式	多肢選択式。「最も適切なもの」「最も不適切なもの」を1つ選ぶ形式を中心に、計算問題と事例問題を含む
収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
準拠	中小企業庁「中小M&A市場の改革に向けた検討会」第4回（2026年3月17日）資料3 の試験科目一覧

この試験は、まだ一度も実施されていない

本試験は、中小企業庁が創設する新しい資格試験で、初回の実施は2027年1月から2月にかけてを想定するとされている。本書の制作時点（2026年9月）では、次の事項がまだ公表されていない。

試験名	中小企業庁の資料では「中小M&A資格試験（仮称）」と表記されている。正式名称は未公表
受験料	有償で実施することが想定されているが、金額は未定
試験日程	実施時期の想定のみが示されている。具体的な日程・申込方法は未公表
出題範囲	公表されている試験科目一覧には「あくまで来年度以降の試験実施に向けた現状案であり、今後、試験実施に係る試験案内等で公表す

る際には変更が生じうる」と付記されている

したがって本書は、公表済みの試験科目一覧と、そこに挙げられた公的資料に基づいて作成した想定問題集である。受験を申し込む前に、必ず実施機関が公表する試験案内をご確認いただきたい。試験案内の公表により出題範囲が変わった場合は、改訂版で対応する予定である。

本試験の形式と時間配分

本試験は、四科目をまとめて受験する形で、試験時間は百二十分、設問数は合計で最大六十問程度が想定されている。単純計算で一問あたり二分。四択と五択が混在し、計算問題と事例問題も一部出題される想定である。本書を解くときも、一問二分を目安に時間を計ることを勧めたい。

四つの科目と配点

科目ごとの設問数は、M&A実務が二十一問から二十四問程度（中小M&A市場動向・中小企業政策に関する出題を三問程度含む）、財務・税務が十二問から十四問程度（うち税務が二問から三問程度）、法務が十問から十一問程度、倫理・行動規範が十五問程度とされている。倫理・行動規範だけで全体の四分の一を占める。本書も同じ比率で問題を配分しているので、各問の見出しの横にある科目名を手がかりに、科目単位で到達度を確かめてほしい。

解き方の目安

状況設定を読ませて判断させる事例問題が多い。選択肢の文字量から正解を推測することはできないため、どの記述のどこが事実と違うのかを一つずつ確認する読み方を身につけたい。計算問題は表から必要な数値を選び出す形で出題される。どの欄が計算に使う数値なのかを先に確定させてから、計算に入ること。単位（百万円と千円、株数と一株あたりの金額）の取り違えにも注意したい。

倫理・行動規範の学び方

倫理・行動規範については、選ぶと大きく減点される誤答（禁忌肢）が設定される想定が示されている。単に原則を覚えるのではなく、**依頼者にどのような不利益が生じるから、その対応が許されないのか**という筋道で理解しておきたい。本書ではその観点から、誤答の一つひとつについて、なぜ選んではいけないのかを解説に書いている。

収録内容

サンプル問題	6問	7
--------	----	---

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 中小M&A資格試験を実施する機関の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本試験は、本書の制作時点で一度も実施されていません。** 試験名は中小企業庁の資料で「中小M&A資格試験（仮称）」と表記されており、正式名称・受験料・試験日程はいずれも未公表です。本書が準拠した試験科目一覧にも、今後変更が生じうる旨が付記されています。本書は合格を保証するものではありません。
- 3. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有。作成にあたっては、官公庁および国際機関が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 4. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 5. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 中小M&Aに関する制度・ガイドライン・法令は継続的に改正されます。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。
- 6. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害につい

ても、著者は責任を負いかねます。

7. **複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インターネット上での共有・アップロードを含む）、翻案することを禁じます。
8. **商標について。** 本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題は、表や帳票から必要な数値を読み取って算定する形式で出題しており、その例も収めています。

問 1

M&A実務

仲介者とFAの違い

仲介者とFA（フィナンシャル・アドバイザー）の違いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

- A FAは譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結し、双方から手数料の支払を受けることが通常であるため、いずれか一方の利益のみを優先的に取り扱うことはできない。
- B 仲介者は譲り渡し側・譲り受け側の一方とのみ契約を締結し、その一方から手数料の支払を受けて、依頼者にとって有利な条件でのM&Aの成立を目指す。
- C 仲介者は譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結し、双方から手数料の支払を受けることが通常であり、双方の意向を一元的に把握して助言や調整を行う。
- D 仲介者とFAの違いは成功報酬の算定方式の違いにあり、契約の相手方や手数料の支払を受ける相手については両者に差はない。

問 2

法務

承認をしたとみなされる場合

譲渡制限株式の株主が会社法136条の規定による請求をしたが、会社から何の通知もないまま日数が経過した。会社法が定める「承認をしたとみなされる場合」について最も適切なものはどれか。

- A 請求の日から1か月以内に通知がないときは、その請求は撤回されたものとみなされる。
- B 請求の日から40日以内に決定の内容の通知をしないときは、承認をしない旨の決定をしたものとみなされる。
- C 請求の日から2週間以内に決定の内容の通知をしないときは、承認をする旨の決定をしたものとみなされる。
- D 通知の有無にかかわらず、会社が対象株式を買い取るまでは承認の効果が生じることはない。

問 3

財務・税務

EV/EBITDA倍率法による株式価値

丙社について、EV/EBITDA倍率法により株式価値を算定する。次の資料に基づく株式価値として、正しいものはどれか。なお、非流動性ディスカウントは考慮しない。

丙社の財務データと評価倍率（単位：百万円）

項目	金額等
営業利益	120
減価償却費	30
有利子負債	400
現金及び預金	150
類似上場会社のEV/EBITDA倍率	6.0倍

- A 650百万円
- B 750百万円
- C 900百万円
- D 1,050百万円

問 4

財務・税務

検出事項を反映した調整後純資産

譲り受け側は、時価純資産法により譲渡額を検討している。財務DD及び法務DDの検出事項は次のとおりであった。これらを反映した調整後純資産として、正しいものはどれか。なお、税効果は考慮せず、営業権は加算しないものとする。

簿価純資産とDDの検出事項（単位：百万円）

項目	金額
簿価純資産	320
事業用土地の含み益（時価が簿価を上回る額）	90
回収不能と判断された売掛金（貸倒引当金の不足額）	40
未計上の退職給付債務	70
未払残業代（未計上の見込額）	25

- A 95百万円
- B 185百万円
- C 275百万円
- D 300百万円

問 5

M&A実務

経営者保証の扱いに不安がある譲り渡し側への対応

譲り渡し側の経営者から「借入の個人保証が外れるかどうかが最大の関心事であり、金融機関に相談しておきたい」と申し出があった。仲介契約には秘密保持条項があり、譲り受け側との契約にも同様の条項がある。仲介者の対応として、最も適切なものはどれか。

- A 情報漏えいを避けるため、金融機関への相談はクロージング後に限る旨を説明し、それまでは相談を控えてもらったうえで、秘密保持条項の対象は現状のままとする。
- B 事前相談を行えば保証の解除の可否がその場で確定するため、譲り受け側には知らせず、譲り渡し側だけで金融機関に相談するよう助言する。
- C 保証の解除は金融機関の判断事項であって支援の対象外であるため、相談を行うかどうかは相談先の選定も譲り渡し側の判断に任せる。
- D 事前相談には留意点がある旨を伝えた上で、実施を希望する場合は相談先を秘密保持条項の対象から除外し、譲り受け側にも同様の除外を働きかける。

問 6

倫理・行動規範

正規の手数料以外の対価

仲介者として双方を支援する担当者が、譲り受け側から「今回の案件をまとめてくれたら、正規の手数料とは別に謝礼を支払う」と持ち掛けられた。最も適切な対応はどれか。

- A 受領するかどうかを保留したまま交渉を進め、成立後に社内の承認を得た上で受け取るかどうかを判断する。
- B 謝礼の額の多寡にかかわらず、譲り渡し側に開示して同意を得た上であれば受け取ることができる。
- C 申出を断った上で、譲り受け側との関係に配慮し、申出があった事実は社内にも譲り渡し側にも伝えないこととする。
- D 申出を断り、正規の手数料以外の対価を受け取らないことを明確に伝えた上で、双方に対する中立・公平な立場を維持する。

解答・解説

問 1 正解 C M&A実務 仲介者とFAの違い

ガイドラインの「仲介者・FAの比較」では、仲介者は譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結し、双方から手数料の支払を受けることが通常であるとされている。仲介者はいずれか一方の利益のみを優先的に取り扱うことはできないものの、双方の意向を一元的に把握し、双方の共通の目的であるM&Aの成立を目指して助言や調整を行う。これに対してFAは一方当事者のみから依頼を受け、依頼者にとって有利な条件でのM&Aの成立を目指す。したがってCが正しい。

他の選択肢 Aは仲介者についての説明を「FA」と入れ替えたものである。Bは逆にFAについての説明を「仲介者」と入れ替えたものである。Dは、両者の違いが契約の相手方（双方か一方か）と手数料を受け取る相手にある点を見落としている。

出典 中小M&Aガイドライン（第3版）（令和6年8月）第1章Ⅱ3(2)-1②「仲介者・FAの比較」

問 2 正解 C 法務 承認をしたとみなされる場合

会社法145条1号は、136条又は137条1項の規定による請求の日から**2週間**（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）以内に139条2項の通知をしなかった場合、会社は承認をする旨の決定をしたものとみなすと定める。会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときは例外となる。したがってCが正しい。

他の選択肢 40日を挙げる記述は、145条2号が定める買取りの通知の期限と取り違えたうえ、みなされる内容の向きも逆にしている。1か月で請求が撤回されたとみなす扱いは条文になく、買取りの通知を受けた後に撤回するには、143条により会社又は指定買取人の承諾を要する。買取りまで効果が生じないとする記述は、みなし承認の規定そのものを無視している。

出典 会社法 第143条、第145条第1号・第2号

問 3 正解 A 財務・税務 EV/EBITDA倍率法による株式価値

EV/EBITDA倍率法の算式は「**株式価値**＝EBITDA×EV/EBITDA倍率－純有利子負債（有利子負債－現預金）」である。EBITDAは、参考資料2によれば簡易的に「営業利益＋減価償却費」で算定するケースが多く、「償却前利益」とも呼ばれる。

株式価値の算定（単位：百万円）

項目	金額
EBITDA（営業利益120＋減価償却費30）	150
企業価値EV（150×6.0倍）	900
純有利子負債（有利子負債400－現預金150）	250
株式価値（900－250）	650

よって A の650百万円が正しい。

他の選択肢 750百万円は、有利子負債を控除せず現預金だけを差し引いた値。900百万円は、企業価値をそのまま株式価値として扱い、純有利子負債の控除を行わなかった値。1,050百万円は、純有利子負債の符号を取り違え、有利子負債を控除せずに現預金を加算した値である。

出典 中小M&Aガイドライン（第3版）参考資料2「中小M&Aの譲渡額の算定方法」（3）類似会社比較法（マルチプル法）

問 4 正解 C 財務・税務 検出事項を反映した調整後純資産

調整後純資産は「純資産＋含み益－含み損－簿外債務・簿外資産」として算定され、純資産、含み損益（税効果を考慮）、簿外債務・簿外資産が検証の対象となる。本問では簿外資産は検出されておらず、設問の指示により含み損益の税効果も考慮しない。含み益は加算し、資産の評価減となる項目と簿外の債務は控除する。

調整後純資産の算定（単位：百万円）

項目	加減	金額
簿価純資産	－	320
事業用土地の含み益	＋	90
貸倒引当金の不足額	－	40
未計上の退職給付債務	－	70
未払残業代	－	25
調整後純資産	－	275

簿価純資産320に対して45の減少となる。未払残業代は貸借対照表に表れない簿外債務であり、株式譲渡では法人格に変動がないためそのまま引き継がれることから、控除の対象となる。

他の選択肢 A の95百万円は、土地の含み益90を加算せず控除してしまった場合の値である。B の185百万円は、含み益90を反映し忘れた場合の値である。D の300百万円は、未払残業代25を控除し忘れた場合の値で、簿外債務の拾い漏れに相当する。

出典 中小M&A専門人材（個人）向けスキルマップ（2025年4月）個別DD 財務・税務DD「BSの検証」P108、中小M&Aガイドライン（第3版）参考資料2「中小M&Aの譲渡額の算定方法」

問 5 正解 D M&A実務 経営者保証の扱いに不安がある譲り渡し側への対応

譲り渡し側が士業等専門家や事業承継・引継ぎ支援センター、保証の提供先である金融機関等への相談を希望する場合、支援者はその実施を拒むべきではなく、仲介契約・FA契約等における秘密保持条項の対象から相談先を除外する必要がある。さらに、譲り受け側との契約に秘密保持条項がある場合には、譲り受け側に対しても相談先を対象から除外するよう働きかけることが求められる。あわせて、事前相談後も経営者保証の扱いが確定的とならない可能性があること、M&A成立前に金融機関等へ情報が提供されることといった留意点を伝えた上で、適切な判断を支援する必要がある。したがって **D** が最も適切である。

他の選択肢 A は、クロージング前又は最終契約前に秘密保持を徹底した上で、譲り受け側とともに金融機関等へ事前相談を行うことも選択肢として挙げられており、時期を一律に限定する点が誤り。B は、譲り受け側とともに相談することが想定されている場面であるうえ、事前相談を行っても経営者保証の扱いが確定的とならない可能性があるという留意点を取り違えている。前経営者からの保証契約の解除の求めに対しては、実質的な経営権・支配権の有無、既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案して金融機関が判断するものとされている。C は、譲り渡し側経営者の意向を丁寧に聴取し、相談先の選択肢を説明することが支援者に求められており、支援の範囲外とする点が誤り。

出典 中小M&Aガイドライン（第3版・令和6年8月）第1章Ⅱ3(8)①イ(i)(ii)／経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月）6(2)②ロ「前経営者との保証契約の解除について」／中小M&A専門人材（個人）向けスキルマップ（2025年4月）最終契約の調整 P142「譲り渡し側の経営者保証の扱い」

問 6 正解 D 倫理・行動規範 正規の手数料以外の対価

本問の申出は「今回の案件をまとめてくれたら」という条件が付いており、譲り受け側に便宜を図ることの対価として正規の手数料以外の金銭を受け取るものである。ガイドラインは、仲介者が行ってはならない行為として**譲り受け側から追加で手数料を取得し、当該譲り受け側に便宜を図る行為**（当事者のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額な譲渡価額への誘導等）を挙げ、仲介契約書においてこれらの行為を行わない旨を仲介者の義務として定めなければならないとする。また第21項は、公平な支援を妨げるような社会通念上許容される範囲を超える金銭・物品等を受け取ってはならないとする。申出の段階で断り、立場を明確にすることが求められる。

他の選択肢 **Bは禁忌肢にあたる**。Aが諾否を保留したまま交渉を続ける不備、Cが受領はしないものの申出のあった事実を伏せる不備にとどまるのに対し、Bは便宜を図ることの対価の受領そのものを、開示と同意によって正当化できるとする点で質が異なる。受領は額の多寡や開示・同意によって正当化される類型ではなく、ガイドラインが仲介契約書で禁止を定めるよう求めている行為そのものである。「開示して同意を得れば受け取れる」と理解すると、開示と承諾によって正当化が働く場面（第15項・第17項の利益相反事項の開示）と、顧客の同意にかかわらず禁じられる場面（第14項と同じ構造）との区別を失い、利益相反管理の枠組み全体を誤らせる。Aは、保留している間も中立性を損なう状態を放置することになる。Cは、受領を断る点は適切だが、利益相反のおそれが生じた事実を組織的に共有せず、第15項が求める利益相反事項の開示も行わない点で不十分である。

出典 中小M&Aガイドライン（第3版）第2章Ⅱ5／中小M&A専門人材（個人）向けスキルマップ（2025年4月）倫理・行動規範 第15項・第21項

本章の出典

- 中小M&Aガイドライン（第3版）－第三者への円滑な事業引継ぎに向けて－（中小企業庁、令和6年8月）
- M&A支援機関登録制度公募要領（令和8年度・令和8年8月28日差替版）（中小企業庁 財務課）
- 第4回 中小M&A市場の改革に向けた検討会 資料2「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」（中小企業庁、令和8年3月17日）
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）
- 事業承継・M&A補助金（16次公募）専門家活用枠【買い手支援類型 売り手支援類型】公募要領（Ver.1.0）（事業承継・M&A補助金事務局、2026年9月）
- 中小PMIガイドライン（概要版）（中小企業庁、令和4年3月）
- 会社法（平成17年法律第86号）
- 民法（明治29年法律第89号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）
- 弁護士法（昭和24年法律第205号）／税理士法（昭和26年法律第237号）
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
- 商業登記法（昭和38年法律第125号）
- 中小M&Aガイドライン（第3版）（中小企業庁、令和6年8月）
- 中小M&Aガイドライン（第3版・令和6年8月、中小企業庁）第1章Ⅱ3(3)、第2章Ⅱ4(3)
- 同 参考資料2「中小M&Aの譲渡額の算定方法」
- 同 参考資料11「重要事項説明書サンプル」
- 中小M&A専門人材（個人）向け 使命・倫理・行動規範、知識スキルマップ（2025年4月、中小企業庁）バリュエーション
- 中小M&Aガイドライン（第3版・令和6年8月、中小企業庁）第1章Ⅱ3(7)、第2章Ⅱ4(7)、第2章V1(2)・V2(2)・V4(2)

-
- 【中小M&A専門人材（個人）向け】使命、倫理・行動規範、知識スキルマップ（2025年4月、中小企業庁）DD全般・個別DD
 - 中小M&Aガイドライン（第3版）参考資料12「最終契約におけるリスク事項についての説明書サンプル」
 - 中小M&Aガイドライン（第3版・令和6年8月）中小企業庁
 - 中小M&Aガイドライン（第3版）参考資料（令和6年8月）中小企業庁
 - 【中小M&A専門人材（個人）向け】使命、倫理・行動規範、知識スキルマップ（2025年4月）中小企業庁
 - 中小PMIガイドライン（令和4年3月・概要版／詳細版）中小企業庁
 - 経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月）経営者保証に関するガイドライン研究会
 - 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（令和元年12月）経営者保証に関するガイドライン研究会
 - 中小M&A専門人材（個人）向け 使命、倫理・行動規範、知識スキルマップ（中小企業庁、2025年4月）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

中小M&A資格試験 想定問題集

2026年9月版（第1版）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。